



栃木県公報

令和6(2024)年
10月11日(金)
第544号

目次

告示

○准看護師試験の実施	739
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定	740
○同	741
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定に係る変更	742
○同	742
○地籍調査の成果の認証	742
○道路の区域の変更	743
○同一敷地内建築物の認定の取消し	743

公告

○患畜の届出	744
--------	-----

告示

栃木県告示第466号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づく第74回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

令和6(2024)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

1 試験期日

令和7(2025)年2月2日(日)

2 試験場所

宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校

3 願書の提出期間

(1) 提出期間

令和6(2024)年12月9日(月)から同月12日(木)まで

(郵送の場合は、簡易書留にて令和6(2024)年12月12日(木)までの消印有効)

(2) 提出場所

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1-20

栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 電話028(623)3152

4 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当する者)とする。

(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(令和7(2025)年3月までに修業する見込みの者を含む。)

(2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(令和7(2025)年3月までに卒業する見込みの)

者を含む。)

- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和7（2025）年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和7（2025）年3月までに修業する見込みの者を含む。)
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和7（2025）年3月までに卒業する見込みの者を含む。)
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 第74回栃木県准看護師試験願書
- (2) 第74回栃木県准看護師試験写真票・受験票

出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。

(3) 受験資格を証する書類

ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、令和7（2025）年3月4日（火）17時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業（修業）確定証明書を提出した者については、令和7（2025）年3月14日（金）17時までに卒業等証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。

なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

(医療政策課)

栃木県告示第467号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和6（2024）年10月11日

栃木県知事 福田 富一

1 薬局

名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日	自立支援 医療の種類
ひばり調剤薬局	真岡市中郷280	株式会社ウィーズ 代表取締役	令 和 6 (2024) 年	育成医療及 び更生医療

		竹林 和人	7月1日	
和み薬局	下野市柴291-9	合同会社セブントレジャー 代表社員 大類 順子	令和6 (2024)年 9月1日	育成医療及 び更生医療
フレンド薬局 下野笹 原店	下野市笹原230-7	株式会社フレンド 代表取締役 谷 孝裕	令和6 (2024)年 10月1日	育成医療及 び更生医療
コスモファーマ薬局 中川店	足利市中川町3647-4	株式会社コスモファーマ東 京 代表取締役 藤田 愛里	令和6 (2024)年 10月1日	育成医療及 び更生医療

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
りあん訪問看護リハス テーションさの	佐野市堀米町1720ファ ミール坂田A202号室	株式会社コミュニティケア さの 代表取締役 五十嵐 康典	令和6 (2024)年 10月1日	育成医療及 び更生医療

栃木県告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
みおメンタルクリニック 小山駅東口	小山市駅東通り1-2-22	小山 美緒	令和6 (2024)年 10月1日	精神通院医 療
プルメリアホーム薬局	宇都宮市中今泉3-9-1 CASA NAKAHARA C・D	合同会社Plumeria 代表社員 高津 憲司	令和6 (2024)年 10月1日	精神通院医 療
マロニエ薬局	小山市中久喜1615-1	株式会社スターコーポレー ション 代表取締役 星野 徹	令和6 (2024)年 10月1日	精神通院医 療
にじいろ薬局おおくら	佐野市大蔵町2963-1フ レグランスオークラ105 号	株式会社ファルコン 代表取締役 早房 弘太	令和6 (2024)年 8月1日	精神通院医 療
フレンド薬局 下野笹 原店	下野市笹原230-7	株式会社フレンド 代表取締役 谷 孝裕	令和6 (2024)年 10月1日	精神通院医 療
はこの森調剤薬局	栃木市箱森町1-27	株式会社フレンド 代表取締役	令和6 (2024)年	精神通院医 療

		谷 孝裕	10月1日	
あおぞら薬局	下野市小金井4-1-15	株式会社ウィーズ 代表取締役 竹林 和人	令和6 (2024)年 10月1日	精神通院医 療
アットホーム訪問看護 リハビリステーション	芳賀郡市貝町赤羽3647- 1	株式会社オガワ 代表取締役 小川 壽夫	令和6 (2024)年 10月1日	精神通院医 療
訪問看護ステーション sora.ai	宇都宮市元今泉2-18- 3コート泉2E102	株式会社s o r a . a i 代表取締役 屋代 和哉	令和6 (2024)年 10月1日	精神通院医 療
メンタルケアとまと	栃木市岩舟町静1141-3	株式会社P o n o 代表取締役 田中 結香	令和6 (2024)年 10月1日	精神通院医 療

栃木県告示第469号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和6（2024）年10月11日

栃木県知事 福田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
にじいろ薬局おおく ら	佐野市大蔵町2963-1フ レグランスオークラ105 号（佐野市大蔵町2961- 1）	株式会社ファルコン 代表取締役 早房 弘太	令和6 (2024)年 8月1日	育成医療及 び更生医療

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第470号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和6（2024）年10月11日

栃木県知事 福田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
訪問看護ステーショ ン春日和那須塩原 （訪問看護ステー ション春日和大田 原）	那須塩原市埼玉13-110 world aggregation那須 （大田原市紫塚3-2641- 30ノースアベニュー柴塚 II105号）	株式会社ワールドステイ 代表取締役 笠原 徹	令和6 (2024)年 8月1日	精神通院医 療

※変更年月日欄を除く表中の（ ）内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第471号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6(2024)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
鹿沼市	鹿沼市幸町一丁目及び二丁目の一部	鹿沼市幸町一丁目及び二丁目の一部（緑町・幸町Ⅵ地区）の地籍図及び地籍簿	令和6(2024)年9月25日
芳賀町	芳賀町大字西水沼の一部	芳賀町大字西水沼の一部（西水沼3地区）の地籍図及び地籍簿	令和6(2024)年9月25日

(農村振興課)

栃木県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年10月11日から同年11月11日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	前	那須郡那珂川町大山田上郷2044-1 から 那須郡那珂川町大山田上郷1916-4 まで	5.0～9.0	276.1	
	後	那須郡那珂川町大山田上郷2044-1 から 那須郡那珂川町大山田上郷1916-4 まで	9.0～18.9	276.1	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
3	前	下都賀郡壬生町大字中泉字西原2082から 下都賀郡壬生町大字中泉字西原441-3 まで	7.1～18.6	294.9	
	後	下都賀郡壬生町大字中泉字西原2082から 下都賀郡壬生町大字中泉字西原441-3 まで	12.6～18.6	294.9	

(道路保全課)

栃木県告示第473号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、同一敷地内建築物の認定の取消しを

したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6(2024)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

対象区域

下野市祇園3-2-2

(建築課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年10月11日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	市貝町	令和6(2024)年9月30日	法令殺

(畜産振興課)